

様式第1号（第7条関係）

随 意 契 約 理 由 書

契約内容	件名等	(契約番号)4283000004 設計積算システム利用契約
	履行場所	南相馬市役所
	種類	役務の提供
	概要	設計積算システムの運用・支援を行っている一般財団法人ふくしま市町村支援機構より提供されている設計積算システムを利用するもの
相手方	名称	一般財団法人ふくしま市町村支援機構
	代表者	理事長 遠藤 雄幸
	所在地	福島市中町7番17号
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	9号 落札者が契約を締結しないとき	
随意契約理由の説明	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>福島県土木部よりシステムの開発・運用の委託を受けている一般財団法人ふくしま市町村支援機構と利用契約を結ぶ以外、福島県の積算基準・単価を使用した設計積算システムの利用が不可能なため、上記業者との随意契約とする。</p>	
工事等担当課名 { 土木課 }		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随 意 契 約 理 由 書

契約内容	件名等	(契約番号)4283000014 原ノ町駅前駐車場管制システム借上げ
	履行場所	南相馬市原町区旭町二丁目 地内
	種類	賃貸借
	概要	原ノ町駅前駐車場管制システムのリースと保守、管理を行う。
相手方	名称	アマノ株式会社郡山支店
	代表者	支店長 梅木 英二
	所在地	福島県郡山市島1丁目24番1号
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	3号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	4号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	9号	落札者が契約を締結しないとき
随意契約理由の説明	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>現在借上げしている管制システムは、当該業者が設置しているもので、新たなシステムを借上げた場合、システムの再構築や設置費用などが発生することから、当該業者の管制システムの再リースを行い、経費の節減を図るため、当該業者との随意契約とする。</p>	
工事等担当課名 { 都市計画課 }		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随 意 契 約 理 由 書

契約内容	件名等	(契約番号)42830000015 eLTAX 審査システム借上げ
	履行場所	税務課
	種類	システム借上げ
	概要	地方税ポータルシステム（eLTAX）を通して送受信した電子申告及び各種届出等のデータを審査し総合行政システム（税基幹システム）に取込むために必要なシステム、また地方税ポータルシステム（eLTAX）から配信される所得税の確定申告書等の電子的データの送受信に必要な国税連携システムを借上げる。
相手方	名称	株式会社 日立システムズ東北支社
	代表者	堀谷 敦
	所在地	宮城県仙台市青葉区本町二丁目15番1号
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	3号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	4号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
随意契約理由の説明	【具体的に記入すること】 当該業者は、現在市で使用している税基幹システムの開発業者で、今回借り上げる審査システムは、当該基幹システムと送受信等ができるものでなければならず、この税基幹システムと送受信等が行えるのは当該業者の審査システムのみあることから、当該業者との随意契約とする。	
	工事等担当課名 { 税務課 }	

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随 意 契 約 理 由 書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 4 2 8 3 0 0 0 1 7 行政情報システム借上げ(再リース)
	履行場所	情報政策課
	種 類	業務委託
	概 要	行政情報システムの機器類を賃貸借(再リース)することにより、事務の効率的及び安定的な運用を図る。
相 手 方	名 称	NECキャピタルソリューション株式会社東北支店
	代 表 者	支店長 金子 雅弘
	所 在 地	宮城県仙台市青葉区中央四丁目6番1号
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	9号 落札者が契約を締結しないとき	
随 意 契 約 理 由 の 説 明	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>本市で使用している行政情報システムの機器類のリース期間が終了したことに伴い、これまでの金額と比して著しく有利な価格で再リースを行うことが可能となるため、随意契約とする。</p>	
工事等担当課名 { 情報政策課 }		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

あ様式第1号（第7条関係）

随 意 契 約 理 由 書

契約内容	件名等	(契約番号)4283000019 戸籍総合システム賃貸借(再リース)
	履行場所	市民課
	種類	賃貸借
	概要	戸籍管理システムを賃貸借(再リース)することにより、事務の効率的及び安定的な運用を図る。
相手方	名称	日立キャピタル株式会社
	代表者	執行役 川部 誠治
	所在地	東京都港区西新橋一丁目3番1号
相手方	名称	株式会社日立システムズ東北支社
	代表者	支社長 堀谷 敦
	所在地	宮城県仙台市青葉区本町二丁目15番1号
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	9号 落札者が契約を締結しないとき	
随意契約理由の説明	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>本市で使用している戸籍総合システムのリース期間が終了したことに伴い、これまでのシステム運用において不具合等がないこと、システムの操作性がわかりやすいこと、戸籍記録の正確性、支援体制が確立していること、またこれまでの金額と比して著しく有利な価格で再リースすることが可能となるため、上記業者と随意契約とする。</p>	
工事等担当課名 { 市民課 }		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随意契約理由書

契約内容	件名等	(契約番号) 4283000020 スポーツ施設予約管理システム利用契約
	履行場所	文化スポーツ課
	種類	物品（賃貸借）
	概要	スポーツ施設予約管理システムの利用
相手方	名称	株式会社福島県中央計算センター
	代表者	代表取締役社長 星 春男
	所在地	福島市新町7番22号
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	9号 落札者が契約を締結しないとき	
随意契約理由の説明	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>本業務は、市内スポーツ施設の予約管理システム利用業務であるが、当該システムを取り扱っている唯一の業者であることから随意契約とするものである。</p>	
工事等担当課名〔文化スポーツ課〕		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随 意 契 約 理 由 書

契約内容	件名等	(契約番号) 4 2 8 3 0 0 0 0 2 1 自動車借上げ
	履行場所	健康づくり課
	種類	役務の提供
	概要	被災者の健康状態の把握や各種指導、相談のため家庭訪問等で使用する自動車3台を借上げするもの。
相手方	名称	株式会社トヨタレンタリース福島 原ノ町駅前店
	代表者	目黒 裕隆
	所在地	福島県南相馬市原町区旭町四丁目9番地14
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	9号 落札者が契約を締結しないとき	
随意契約理由の説明	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>市内で自動車リース契約を行える業者は3社だが、聞き取りを行ったところ震災による復旧復興事業関係により自動車リースの需要が多く、保有する台数にも限りがあるため、2社より仕様を満たす車両の対応が難しいとの回答があった。履行可能な業者は上記業者のみであるため、当該業者と随意契約としたい。</p>	
工事等担当課名 { 健康づくり課 }		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随 意 契 約 理 由 書

契約内容	件名等	(契約番号) 4 2 8 3 0 0 0 0 2 2 自動車借上げ
	履行場所	健康づくり課
	種類	役務の提供
	概要	放射線健康調査系の事業で、訪問、巡回等に使用する自動車5台を借り上げる。 普通自動車（2WDまたは4WD/A T車）1000～1500cc 5台
相手方	名称	株式会社トヨタレンタリース福島 原ノ町駅前店
	代表者	店長 目黒 裕隆
	所在地	福島県南相馬市原町区旭町四丁目9番地14
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	9号 落札者が契約を締結しないとき	
随意契約理由の説明	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>市内で自動車リース契約を行える業者は3社だが、聞き取りを行ったところ震災による復旧復興事業関係により自動車リースの需要が多く、保有する台数にも限りがあるため、2社より仕様を満たす車両の対応が難しいとの回答があった。</p> <p>履行可能な業者は上記業者のみであり、前年に引き続き同車両の借上げを行うことから当該業者との随意契約とする。</p>	
工事等担当課名 [健康づくり課]		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随 意 契 約 理 由 書

契約内容	件名等	(契約番号) 4283000023 ため池放射性物質対策業務用車両の借上げ
	履行場所	農林整備課
	種類	賃貸借
	概要	普通乗用車(4WD/SUV・RV)2000cc~2500ccクラス 1台
相手方	名称	株式会社トヨタレンタリース福島 原ノ町駅前店
	代表者	支店長 目黒 裕隆
	所在地	福島県南相馬市原町区旭町四丁目91番地14
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	9号 落札者が契約を締結しないとき	
随意契約理由の説明	【具体的に記入すること】 今回借上げする車両については、ため池放射性物質対策に伴う、ため池現場確認用等に使用するため、普通乗用自動車(4WD/SUV・RV)1台を想定しています。 市内で自動車リース契約を行える業者は3社だが、聞き取りを行ったところ震災による復旧復興事業関係により自動車リースの需要が多く、保有する台数にも限りがあるため、2社より仕様を満たす車両の対応が難しいとの回答があった。履行可能な業者は上記業者のみであるため、当該業者と随意契約としたい。	
	工事等担当課名 { 農林整備課 }	

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随 意 契 約 理 由 書

契約内容	件名等	(契約番号) 4 2 8 3 0 0 0 2 4 南相馬市帰還準備旅館宿泊支援事業に係る旅館客室賃貸借
	履行場所	南相馬市小高区東町一丁目40番 双葉屋旅館
	種類	旅館客室の賃貸借
	概要	避難指示解除準備区域から市外に避難している市民が一時的に市内に戻って帰還の準備をする際に、小高区内の旅館に無料で宿泊できるよう支援する事業（帰還準備旅館宿泊支援事業）を行うため、旅館の客室を賃貸借するもの。
相手方	名称	双葉屋旅館
	代表者	紺野 貞
	所在地	南相馬市小高区東町一丁目40番
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	9号 落札者が契約を締結しないとき	
随意契約理由の説明	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>帰還準備旅館宿泊支援事業の実施に当たっては、小高区内で営業する旅館の客室を借用することが必要不可欠であるが、現時点において上記業者（双葉屋旅館）は、小高区内で旅館の客室を提供する能力を有し、かつ市の入札参加資格を有する唯一の業者であり、他に履行可能なものがないことから、当該業者との随意契約とする。</p>	
工事等担当課名 { 建築住宅課 }		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随意契約理由書

契約内容	件名等	(契約番号) 4283000025 南相馬市見守りパトロール事業用車両の借上げ
	履行場所	小高区役所市民福祉課
	種類	車両借上げ
	概要	市内の旧警戒区域の防犯・防火を強化するため、南相馬市見守りパトロール事業を、4台の車両を使用し実施する。
相手方	名称	株式会社トヨタレンタリース福島 原ノ町駅前店
	代表者	店長 目黒裕隆
	所在地	南相馬市原町区旭町四丁目91-14
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	9号 落札者が契約を締結しないとき	
随意契約理由の説明	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>本業務は、市内の旧警戒区域を4区域に分け、その区域を車両により巡回パトロールを実施するもので、パトロールには4台の車両を借上げし対応する必要がある。</p> <p>現在、見守りパトロールは、車両に青色回転灯を装備し、24時間実施しており、いつときたりとも警備業務に支障を生じさせることが出来ない。そのためには来年度も現在の車両を引き続き借上げ、業務を行う必要があるため上記業者との随意契約としたい。</p> <p>なお、平成29年度以降の業務実施においては、現段階でパトロール体制が未確定のため単年度契約とする。</p>	
工事等担当課名〔 小高区市民福祉課 〕		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随意契約理由書

契約内容	件名等	(契約番号) 4283000026 鹿島小敷地内仮設校舎借上げ
	履行場所	南相馬市鹿島区鹿島字広町 地内
	種類	物品
	概要	鹿島小敷地内仮設校舎借上げ ・小高中学校用仮設校舎 ・プレハブ造2階建て 延床面積約1,860㎡
相手方	名称	庄司建設工業株式会社
	代表者	代表取締役社長 庄司 岳洋
	所在地	南相馬市原町区青葉町一丁目1番地
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	9号 落札者が契約を締結しないとき	
随意契約理由の説明	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>本業務は、平成23年度から24年度にかけて発注された、「(工)第3号小学校仮設校舎建設及び解体工事」で建設された仮設校舎の借上げである。当該仮設校舎は、建設した上記建設業者の物件であり、他業者が提供し得ない物件であることから、上記建設業者との随意契約とするものである。</p>	
工事等担当課名 { 教育総務課 }		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随意契約理由書

契約内容	件名等	(契約番号) 4283000027 鹿島中敷地内仮設校舎借上げ
	履行場所	南相馬市鹿島区寺内字落合 地内
	種類	物品
	概要	鹿島中敷地内仮設校舎借上げ ・小高、福浦、金房、鳩原小学校用仮設校舎 延床面積：1,860㎡及び469㎡の2棟 リース期間：5ヶ月
相手方	名称	関場建設株式会社
	代表者	代表取締役社長 関場 啓
	所在地	南相馬市原町区錦町一丁目1番地
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	9号 落札者が契約を締結しないとき	
随意契約理由の説明	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>本業務は、平成23年度から24年度にかけて発注された、「(工)第4号中学校仮設校舎建設及び解体工事」で建設された仮設校舎の借上げである。当該仮設校舎は、建設した上記建設業者の物件であり、他業者が提供し得ない物件であることから、上記建設業者との随意契約とするものである。</p>	
工事等担当課名 { 教育総務課 }		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号(第7条関係)

随意契約理由書

契約内容	件名等	(契約番号)4283000029 鹿島中敷地内仮設校舎受電設備借上げ
	履行場所	南相馬市鹿島区寺内字落合 地内
	種類	物品
	概要	高圧受電設備(1 50kVA 3 150kVA)借上げ リース期間:5ヶ月
相手方	名称	恒栄総合設備株式会社
	代表者	代表取締役社長 古川 久男
	所在地	南相馬市原町区西町二丁目70番地5
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	9号 落札者が契約を締結しないとき	
随意契約理由の説明	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>本業務は、平成23年度から24年度にかけて発注された、「(工)第7号中学校仮設校舎受電設備設置及び撤去工事」で設置された仮設校舎受電設備の借上げである。当該設備は、設置した上記業者の物件であり、他業者が提供し得ない物件であることから、上記業者との随意契約とするものである。</p>	
工事等担当課名 [教育総務課]		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随 意 契 約 理 由 書

契約内容	件名等	(契約番号) 4 2 8 3 0 0 0 0 3 0 鹿島小敷地内仮設校舎受電設備借上げ
	履行場所	南相馬市鹿島区鹿島字広町 地内
	種類	物品
	概要	高圧受電設備(1 50kVA 3 150kVA)借上げ リース期間: 5ヶ月
相手方	名称	株式会社青田電気商会
	代表者	代表取締役 青田 純
	所在地	南相馬市原町区北町5 1 9番地
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	9号 落札者が契約を締結しないとき	
随意契約理由の説明	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>本業務は、平成23年度から24年度にかけて発注された、「(工)第6号小学校仮設校舎受電設備設置及び撤去工事」で設置された仮設校舎受電設備の借上げである。当該設備は、設置した上記業者の物件であり、他業者が提供し得ない物件であることから、上記業者との随意契約とするものである。</p>	
工事等担当課名 { 教育総務課 }		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随 意 契 約 理 由 書

契約内容	件名等	(契約番号)4282000050 南相馬市議会会議録調製検索及び映像配信システム導入等業務委託
	履行場所	南相馬市議会議場
	種類	物品購入
	概要	地方自治法第123条第1項に基づく会議録を作成し、会議録検索システム及び映像配信システム導入等を行う。
相手方	名称	株式会社コンピュータービジネス郡山事業所
	代表者	所長 佐藤 公宣
	所在地	福島県郡山市字古川80-1番地
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	9号 落札者が契約を締結しないとき	
随意契約理由の説明	【具体的に記入すること】 本業務は、単にデータ作成やシステム管理にとどまらず、地域性のある発言の反訳、議会日程及び議会用語等に精通した専門性が重要であり、それらをベースに会議録調製・検索及び映像配信システム導入等業務を行うものである。加えて、現在会議録調製に要する期間が、定例会から次の定例会までの概ね2～3か月を要しており、現体制で早期に会議録を調製し、早期に公開することが課題であるため、価格のみではなく価格評価、仕様評価、そして提案評価を組み合わせた事業者選定の方法をとる必要があり、プロポーザル方式を実施した。 南相馬市議会会議録調製検索及び映像配信システム導入等業務プロポーザル審査委員会において、指名事業者の見積価格、仕様要件充足状況、企画提案書及びプレゼンテーション・ヒアリングについて総合的に審査した結果、上記事業者が本事業の候補事業者に選定されたため、当該事業者と随意契約するものである。	
	工事等担当課名 { 議会事務局 }	

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随意契約理由書

契約内容	件名等	(契約番号) 農地除染業務用車両の借上げ
	履行場所	除染対策課
	種類	賃貸借
	概要	除染作業に伴う現場対応において必要時に公用車が不足していることがあり、また、緊急時の対応が困難なことが想定される。これを解消するため自動車借上げを行う。 普通自動車（2WD / AT車）1000～1500cc 2台
相手方	名称	株式会社トヨタレンタリース福島 原ノ町駅前店
	代表者	店長 目黒 裕隆
	所在地	南相馬市原町区旭町四丁目9番地の14
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	9号 落札者が契約を締結しないとき	
随意契約理由の説明	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>市内で自動車リース契約を行える業者は3社だが、聞き取りを行ったところ震災による復旧復興事業関係により自動車リースの需要が多く、保有する台数にも限りがあるため、2社より仕様を満たす車両の対応が難しいとの回答があった。</p> <p>履行可能な業者は上記業者のみであり、前年に引き続き同車両の借上げを行うことから当該業者との随意契約とする。</p>	
工事等担当課名 [除染対策課]		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随 意 契 約 理 由 書

契約内容	件名等	(契約番号) 4283000057 住民基本台帳ネットワークシステムファイアウォール機器類購入
	履行場所	南相馬市役西庁舎3階情報政策課内
	種類	物品購入
	概要	住民基本台帳ネットワークシステムCSサーバと本市の既存住民情報システム(e-ADWORLD)との間に設置することで通信回線の監視を不正アクセス等の検知及びブロックをし、各システムの安定的な運用を図る。
相手方	名称	株式会社日立システムズ東北支社
	代表者	支社長 堀谷 敦
	所在地	宮城県仙台市青葉区本町二丁目15番1号
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	9号 落札者が契約を締結しないとき	
随意契約理由の説明	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>現在導入している住民基本台帳ネットワークシステムファイアウォール機器類は稼働から6年以上経過しており機器の保守が困難となることから更改が必要である。</p> <p>住民基本台帳ネットワークシステムファイアウォール機器類は住民基本台帳ネットワークCSサーバ及び既存の住民情報システムとの連携を図っていることから、設置構築業者である株式会社日立システムズと随意契約することとしたい。</p>	
工事等担当課名〔市民課〕		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随 意 契 約 理 由 書

契約内容	件名等	(契約番号) 4283000065 南相馬市中学校デジタル教科書指導用資料購入
	履行場所	原町第一中学校・原町第二中学校・原町第三中学校・小高中学校・鹿島中学校
	種類	物品購入
	概要	ICT活用教育推進のため、デジタル教科書指導用資料を購入する。
相手方	名称	株式会社 広文堂 南相馬出張所
	代表者	所長 北村 定男
	所在地	南相馬市原町区旭町二丁目48番地
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	3号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	4号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	9号	落札者が契約を締結しないとき
随意契約理由の説明	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>指導用資料の流通経路は一般書籍と異なり、都道府県におおむね1ヶ所ある教科書供給会社から受持ち学校を指定された書店でしか購入できないため、市内で教科書取扱書店に選定されている当該業者との随意契約とする。</p>	
工事等担当課名 { 学校教育課 }		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。